

第5次豊川市障害者福祉基本計画及び第8期豊川市障害福祉支援計画等策定委員会の傍聴に関する取扱い

(趣旨)

第1条 この取扱いは、第5次豊川市障害者福祉基本計画及び第8期豊川市障害福祉支援計画等策定委員会（以下「策定委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(開催の周知)

第2条 策定委員会の開催に当たっては、事務局が日時、場所等を市ホームページに掲載し、公表する。

(傍聴の手続)

第3条 策定委員会を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名等を第5次豊川市障害者福祉基本計画及び第8期豊川市障害福祉支援計画等策定委員会傍聴受付票（別記様式）に記入しなければならない。

(傍聴人の制限)

第4条 委員長は、会場の都合により傍聴人の入場者数を制限することができる。

(傍聴できない者)

第5条 策定委員会を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者は、傍聴席に入ることができない。

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 策定委員会が必要と認めない限り、発言をしないこと。
- (2) 会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (3) 策定委員会が必要と認めない限り、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしないこと。
- (4) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は策定委員会の妨害となるような行為をしないこと。

(委員長の指示)

第 7 条 傍聴人は、すべて委員長の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第 8 条 傍聴人がこの取扱いに違反するときは、委員長はこれを制止し、その指示に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この取扱いは、令和 8 年 6 月 2 5 日から施行する。